

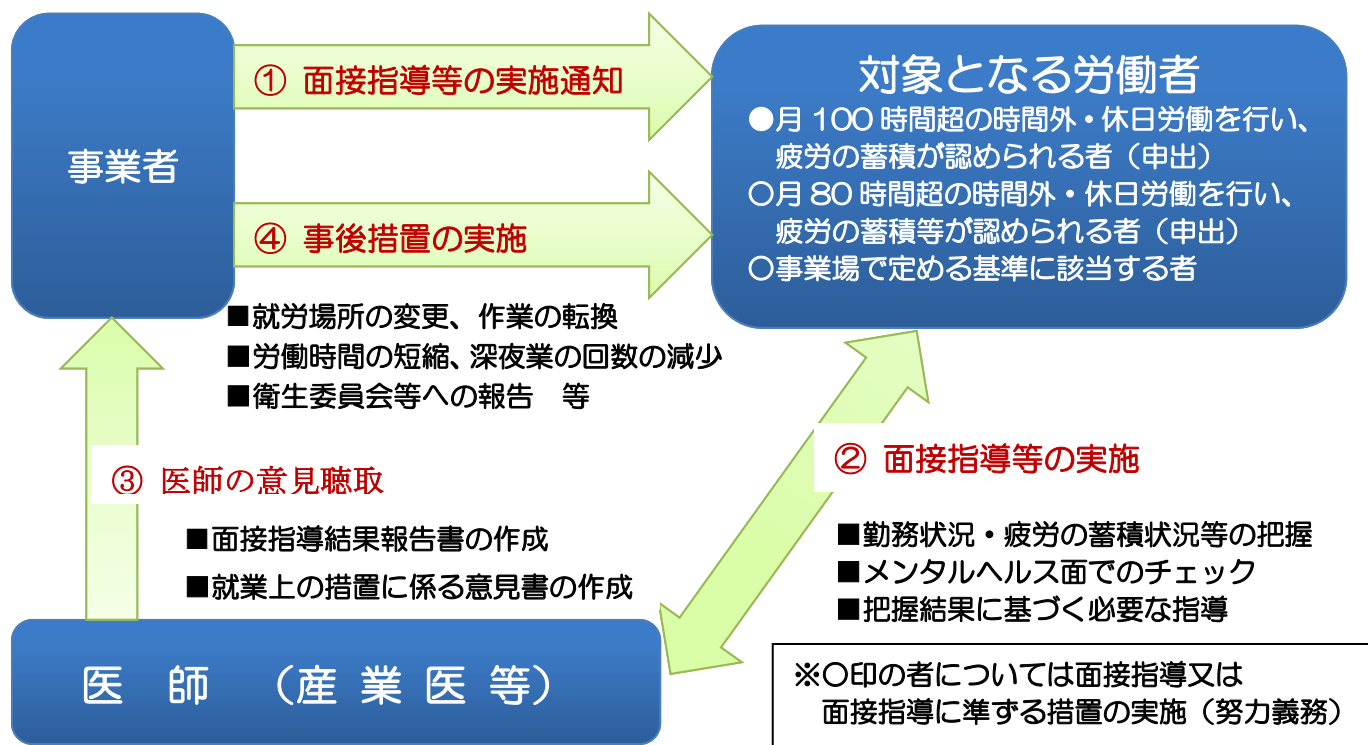
長時間労働者への 医師による面接指導を実施しましょう

◆面接指導とは

長時間労働が過労死（脳血管疾患及び虚血性心疾患等）やうつ病の精神障害の重要な要因となることから、医師による面接と保健指導を行うことによりこれらの発症を予防するためのもので、事業者に実施を義務付けているものです。【安衛法第 66 条の 8】

※産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の事業所については、地域産業保健センターを活用して行うことができます。（無料）

◆面接指導制度の概要



※「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

◆ 時間外・休日労働時間が月 100 時間を超えたら・・・

事業者

申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な措置を実施しなければなりません。
時間外・休日労働時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数の情報を産業医に提供しなければなりません。

労働者

面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

産業医

労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。
労働者の勤務状況及び疲労の蓄積状況その他の心身の状況について確認し、事業者の意見聴取に対し意見を述べる。